

森林土木工事における週休 2 日試行工事の運用基準

第 1 現場閉所による月単位の週休 2 日方式

1. 対象工事

沖縄県農林水産部が実施する森林土木工事を対象とする。ただし、災害緊急対応、緊急性の高い災害復旧に関する工事又は対象工事とすることが不適当な工事は対象外とすることができる。

2. 発注方式

発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望方式で発注することができる。

(1) 発注者指定方式

発注者が、現場閉所による月単位の週休 2 日に取り組むことを指定する方式（現場閉所による通期の週休 2 日は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前位に発注者に対して現場閉所による月単位の週休 2 日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式（現場閉所による通期の週休 2 日は必須）

3. 用語の定義

(1) 現場閉所による週休 2 日

現場閉所による月単位の週休 2 日とは、対象期間において、月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。現場閉所による通期の週休 2 日とは、対象期間において、通期の 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月または 9 月を含む工事では夏季休暇分として 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く。）を行う場合を除く。

（4）4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）の水準の状態とみなす。通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 積算方法

（1）補正係数

現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場閉所の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表1

現場閉所の状況	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に表1に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 機械経費（賃料）

補正前の機械経費（賃料）に、表1に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を乗じるものとする。

ウ 市場単価

市場単価に施工条件等による加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表 2

名 称	区 分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02

エ 土木工事標準単価

土木工事標準単価に施工条件等による補正係数を乗じて算出した設計単価に、表 3 に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表 3

名 称	区 分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02

オ 共通仮設費率

補正前の共通仮設費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じ補正後の共通仮設費率を算出した後、表 1 に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

カ 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、表 1 に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正方法等

各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

ア 発注者指定方式

特記仕様書、入札説明書等において現場閉所による月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休2日試行工事の実施要領（令和7年9月29日付農総第941号）3. 工事成績評定に基づき、点数を減ずる措置を行うものとする。

イ 受注者希望方式

当初予定価格から月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。なお、特記仕様書、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して現場閉所による月単位の週休2日の取組について協議すること及び当初予定価格において月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じていることを明記するものとする。

また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に現場閉所による月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が現場閉所による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の4週8休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の4週8休以上の補正係数も除した変更を行うものとする。

5. 確認方法等

ア 受注者は、月単位の週休2日の取得計画を記載した「取得計画表（参考様式1）」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。

イ 受注者は毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書（参考様式2）」を発注者へ提出する。

ウ 発注者は施工プロセスチェック時に日報等により休日の確保を行った記録を確認する。

エ 週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

6. 対象工事である旨等の明示

ア 月単位の週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書、入札説明書等に対象工事である旨を明記するものとする。

イ 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

ウ やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう休日確保に努めるものとする。

7. 工事成績評定

工事成績評定については、「沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休2日試行工事の実施要領」（令和7年9月29日付農総第941号、以下「県農林水産部実施要領」という）

3.工事成績評定に基づき実施するものとする。

8. 週休2日実施証明書

週休2日実施証明書については、「県農林水産部実施要領」4.週休2日実施証明書によるものとする。

9. 入札公告記載例

1 工事概要-(13)その他-週休2日試行工事

本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを推進するための対象工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。

10. 特記仕様書記載例

第〇条 発注者指定方式

本工事は、月単位の週休2日に取り組む工事の対象である。

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

工事着手前に、月単位の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。

毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出する。週休2日の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。実施できなかった場合には減点を行う。

「週休2日補正係数」については、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。

なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「森林土木工事における週休2日試行工事の運用基準」第1の4の(1)の表2、表3に示す補正係数を各経費に乗じる。

【月単位の4週8休以上補正係数】

対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

- ①労務費1.04、②機械経費（賃料）1.02、③共通仮設費率1.03、④現場管理費率1.05

【通期の4週8休以上補正係数】

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

- ①労務費1.02、②機械経費（賃料）1.02、③共通仮設費率1.02、④現場管理費率1.03

工事現場の公衆の見やすい場所に週休2日の取得状況を掲示するものとする。

週休2日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

第〇条 受注者希望方式

本工事は、月単位の週休2日に取り組む工事の対象である。

受注者は工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

取り組む旨の協議が整った場合には、月単位の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。

毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出する。週休2日の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。実施できなかった場合には減点を行う。「週休2日補正係数」については、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。

なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「森林土木工事における週休2日試行工事の運用基準」第1の4の(1)の表2、表3に示す補正係数を各経費に乗じる。

【月単位の週休２日補正係数】

対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が２８．５％（８日／２８日）以上の場合

- ①労務費１．０４、 ②機械経費（賃料）１．０２、 ③共通仮設費率１．０３、
④現場管理費率１．０５

【通期の週休２日補正係数】

対象期間内の現場閉所率が２８．５％（８日／２８日）以上の場合

- ①労務費１．０２、 ②機械経費（賃料）１．０２、 ③共通仮設費率１．０２、
④現場管理費率１．０３

工事現場の公衆の見やすい場所に週休２日の取得状況を掲示するものとする。

週休２日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

第２ 交替制による週休２日方式

１．対象工事

沖縄県農林水産部が実施する森林土木工事のうち、災害復旧工事等の緊急性が高く、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏期休暇）に作業が必要な工事及び社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事を対象とする。

２．発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

（１）発注者指定方式

発注者が、交替制による月単位の週休２日に取り組むことを指定する方式（交替制による通期の週休２日は必須）

（２）受注者希望方式

受注者が、工事着手前に発注者に対して交替制による月単位の週休２日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式（交替制による通期の週休２日は必須）

３．用語の定義

（１）交替制による週休２日

交替制による月単位の週休２日とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

交替制による通期の週休２日とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら４週８休以上の休日確保を行ったと認められる状態をいう。

（２）対象期間

工事着手から工事完了までの期間をいう。

(3) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

4. 積算方法

(1) 補正係数

交替制による週休2日に取り組む工事において、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日確保の状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

表1

休日確保の状況	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
労務単価	1.04	1.02
現場管理費率	1.03	1.01

なお、各経費の計算方法は以下のとおりとする。また、労務単価が明らかとなっていない見積りは補正の対象としない。

ア 労務単価

補正前の労務単価に、表1に掲げる休日確保の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

イ 市場単価

市場単価に施工条件等による加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、道路標識設置工及び鉄筋挿入工（ロックボルト工）以外の工種については表2に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表2

名 称	区 分	月単位の4週8休以上	通期の4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01

防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.01

ウ 土木工事標準単価

土木工事標準単価に施工条件等による補正係数を乗じて算出した設計単価に、表 3 に掲げる補正係数を乗じるものとする。

表 3

名 称	区 分	月単位の 4 週 8 休以上	通期の 4 週 8 休以上
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.03	1.02
コンクリートブロック積工		1.03	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.01
	人力	1.04	1.02

エ 現場管理費率

補正前の現場管理費率に施工地域を考慮した補正係数を乗じた後、治山ダム補正及び施工時期、工事期間等補正を加算するものとする。

前項により算出された現場管理費率に、表 1 に掲げる休日確保の状況に応じた補正係数を乗じるものとする。

(2) 補正方法等

各発注方式における補正方法等は以下のとおりとする。ただし、発注者において別に定めがある場合はこの限りではない。

ア 発注者指定方式

特記仕様書、入札説明書等において交替制による月単位の週休 2 日に取り組む旨を明記するとともに、当初予定価格から月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは、通期の 4 週 8 休以上の補正係数に変更し、請負代金額を変更するものとする。通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の 4 週 8 休以上の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休2日試行工事の実施要領（令和7年9月29日付農総第941号）3.工事成績評定に基づき、点数を減ずる措置を行うものとする。

イ 受注者希望方式

特記仕様書、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の交替制週休2日の取組について協議することを明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休2日の補正係数に変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。

5. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

書類の作成負担等にも考慮し、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について受注者に提示を求め、休日率の状況を確認するものとする。

発注者による休日率の確認は月1回程度を目安とし、週休2日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

6. 対象工事である旨等の明示

ア 週休2日交替制適用工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書、入札説明書等に対象工事である旨を明記するものとする。

イ 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交代制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交代制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

ウ やむを得ず交代制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

7. 工事成績評定

工事成績評定については、「沖縄県農林水産部発注の土木工事における週休2日試行工事

の実施要領」（令和 7 年 9 月 29 日付農総第 941 号、以下「県農林水産部実施要領」という）

3.工事成績評定に基づき実施するものとする。

8. 週休 2 日実施証明書

週休 2 日実施証明書については、「県農林水産部実施要領」 4.週休 2 日実施証明書によるものとする。

9. 入札公告記載例

1 工事概要-(13)その他-週休 2 日試行工事

本工事は、月単位の週休 2 日交代制に取り組むことを推進するための対象工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。

10. 特記仕様書記載例

第〇条 発注者指定方式

本工事は、月単位の週休 2 日交代制に取り組む工事の対象である。

月単位の週休 2 日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。

受注者は、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を発注者へ提示し、休日率の状況を確認するものとする。週休 2 日交代制の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。実施できなかった場合には減点を行う。

「週休 2 日補正係数」については、月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは、通期の週休 2 日の補正係数に変更するものとする。通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日の補正係数も除した変更を行うものとする。

なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上にあたっては、「森林土木工事における週休 2 日試行工事の運用基準」第 2 の 4 の（1）の表 2、表 3 に示す補正係数を各経費に乗じる。

【月単位の週休 2 日交代制補正係数（4 週 8 休以上）】

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の場合

①労務費 1.04、②現場管理費率 1.03

【通期の週休 2 日補正係数（4 週 8 休以上）】

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が、28.5%（8 日／28 日）以上の場合

①労務費 1.02、②現場管理費率 1.01

工事現場の公衆の見やすい場所に週休 2 日の取得状況を掲示するものとする。

週休 2 日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

第〇条 受注者希望方式

本工事は、月単位の週休2日交代制に取り組む工事の対象である。受注者は工事着手前に発注者に対して週休2日交代制に取り組む旨を協議するものとする。

月単位の週休2日交代制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

受注者は、休日率を確認できる資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を発注者へ提示し、休日率の状況を確認するものとする。週休2日交代制の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。実施できなかった場合には減点を行う。

「週休2日補正係数」については、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。

なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「森林土木工事における週休2日試行工事の実施要領」第2の4の（1）の表2、表3に示す補正係数を各経費に乗じる。。

【月単位の週休2日交代制補正係数（4週8休以上）】

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の場合

①労務費1.04、②現場管理費率1.03

【通期の週休2日補正係数（4週8休以上）】

対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が、28.5%（8日／28日）以上の場合

①労務費1.02、②現場管理費率1.01

工事現場の公衆の見やすい場所に週休2日の取得状況を掲示するものとする。

週休2日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

附則

1. 本要領は令和7年10月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。
2. 「森林土木工事における週休2日試行工事の間接工事費の補正等について（通知）」（令和6年9月30日付け農森第1240号）は廃止する。ただし、令和7年9月30日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。